

広島県告示第九百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県安芸郡府中町みくまり三丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	区域の表示			
	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	みくまり三丁目一（六二五〇―一）		みくまり三丁目一（六二五〇―一）	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。